

# 利 用 上 の 注 意

この報告書は、経済産業省所管の平成 30 年工業統計調査をもとに、本市に係る部分を集計し作成したものである。

## 1 調査の目的

工業統計調査は、全国の製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、原材料使用額などを調査し、業種別、規模別、地域別に工業の実態を把握して、行政のみならず工業関係の様々な計画や施策の基礎資料として提供することを目的とする。

## 2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施する。

## 3 調査の期日

平成 30 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、平成 29 年工業統計調査において、調査日を 12 月 31 日から翌年 6 月 1 日に変更したため、事業所数、従業者数については平成 30 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成 29 年 1 月～12 月の実績により調査している。

## 4 調査対象

調査は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる産業に属する事業所のうち、「大分類 E 一 製造業」について、以下の全てに該当する製造事業所について行った。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者 4 人以上の事業所であること

## 5 統計表の項目の説明

### (1) 事業所数は、平成 30 年 6 月 1 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

### (2) 従業者数は、平成 30 年 6 月 1 日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人や人材派遣会社からの派遣従業員も含まれる。一方で、請負契約に基づく請負労働者については含まれない。

なお、従業者は以下のとおりに分けられる。

- ① 個人業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営する個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。
- ② 有給役員とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている者をいう。
- ③ 常用労働者とは、次のア～ウのいずれかに該当する者をいい、正社員、パート・アルバイト等に分けられる。  
ア 期間を定めずに雇用されている者又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている者

- イ 個人業主の家族で、雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている者  
ウ 個人が共同で事業を行っている場合、個人業主としなかった他の者  
(a) 正社員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員として処遇されている者をいう。  
(b) パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。
- ④ 臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑤ 出向・派遣受入者とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。
- (3) 現金給与総額は、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいう。
- (4) 原材料使用額等は、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次の①～⑥の合計をいう。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器・包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製造を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 28 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。
- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 29 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの  
イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）  
ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 29 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成 29 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あ

るいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(6)付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出している。

- ① 従業者 30 人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛け品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*)) + \text{推計消費税額}) - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} - \text{減価償却額}$$

- ② 従業者 29 人以下

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料、燃料、電力の使用額等}$$

\* 消費税を除く内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(7)有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）は、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額による。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構造物（土木設備、建物付属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

- ② 建物仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

- ③ 有形固定資産に係る各項目については、下記算式により算出している。

ア 建設仮勘定の年間増減=増加額-減少額

イ 投資総額=取得額+建設仮勘定の年間増減

(8)製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に記入して製造される委託生産品も含まれる。

(9)敷地面積は、平成 30 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用しているこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(10)工業用水は、事業所内で工業生産のために使用された用水の一日あたりの水量である。

- ① 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。

・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

- ② 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

③ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水など。

## 6 本報告書で用いる産業分類と略称及び軽工業と重化学工業の区分

本報告書で用いる産業名の略称は以下のとおりである。

また、軽工業と重化学工業を、次のとおり区分した。

区分	中分類番号	産業中分類	使用した名称
軽 工 業	0 9	食 料 品 製 造 業	食 料 品
	1 0	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料
	1 1	纖 維 工 業	纖 維 工 業
	1 2	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家具を除く)	木 材 ・ 木 製 品
	1 3	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	家 具 ・ 装 備 品
	1 4	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品
	1 5	印 刷 ・ 同 関 連 業	印 刷 ・ 同 関 連 品
	1 8	塑 料 製 品 製 造 業	塑 料 製 品
	1 9	ゴ ム 製 品 製 造 業	ゴ ム 製 品
	2 0	な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮
	2 1	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品
	3 2	そ の 他 の 製 造 業	そ の 他 の 製 品
重 化 学 工 業	1 6	化 学 工 業	化 学 工 業
	1 7	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品
	2 2	鐵 鋼	鐵 鋼
	2 3	非 鉄 金 属 製 品 製 造 業	非 鉄 金 属 製 品
	2 4	金 属 製 品 製 造 業	金 属 製 品
	2 5	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	は ん 用 機 械 器 具
	2 6	生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	生 産 用 機 械 器 具
	2 7	業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	業 務 用 機 械 器 具
	2 8	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路
	2 9	電 气 機 械 器 具 製 造 業	電 气 機 械 器 具
	3 0	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	情 報 通 信 機 械 器 具
	3 1	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 用 機 械 器 具

## 7 記号及び注記

(1)結果表のうちで、事業所数が1又は2の場合は、その事業所の秘密を守るため、事業所数、従業者数以外の数値を『 $\chi$ 』で表示した。また、他の結果数値から算出されるおそれのあるものについては、事業所数が3以上であっても同様に秘匿した箇所がある。

なお、秘匿された数値は、合計に含まれている。

(2)表中に用いた記号の用法について

「-」 実績数値のないもの 及び 分母が0のため計算できないもの

「△」 マイナスの数値であるもの

「0.0」 0.05未満のもの

「…」 データのないもの 及び 産業分類変更等で直接比較できないもの

(3)構成比等については、四捨五入による端数整理の関係から計と内訳が一致しない場合がある。

(4)この報告書に掲載されている数値は、本市が独自集計したものであり、経済産業省及び栃木県が公表する数値と相違することがある。